

議会改革推進会議会議録

令和3年6月15日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 令和3年6月15日(火) 午後4時50分～午後5時31分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席議員 会 長 中 崎 孝 彦
副 会 長 尾 崎 邦 洋
草 川 卓 也 中 島 雅 代 森 英 之
今 岡 翔 平 新 秀 隆 豊 田 恵 理
福 沢 美由紀 森 美和子 鈴 木 達 夫
岡 本 公 秀 伊 藤 彦太郎 前 田 耕 一
前 田 稔 服 部 孝 規 小 坂 直 親
櫻 井 清 蔵
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 渡 邊 靖 文 議事調査課長 大 泉 明 彦
新 山 さおり 大 川 真 梨 子
- 6 案 件 1. オンライン会議の実施について
2. 議会の情報化について
3. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後4時50分 開 会

○会長（中崎孝彦君） ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

では初めに、オンライン会議の実施についてでございます。

3月定例会におきまして、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難な場合にはオンライン会議を開催できるよう、委員会条例の一部を改正したところでございます。オンライン会議の実施に当たって、要綱等の整備が必要であることから、議会改革推進会議検討部会において検討いただきましたので、その内容を皆さんにご確認いただきたいと思っております。

それでは、事務局より要綱案等について説明いたします。

大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） それでは、説明させていただきます。

先ほど会長からありましたが、さきの3月定例会で委員会についてオンラインを活用して開催できるよう、開催方法の特例を加える改正をいたしました。

この改正の中で、オンライン会議の必要な事項は議長が別に定めるという規定になっておりますことから、今回この要綱、あるいは規程等々の改正を行うものでございます。

まず、亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱、資料1の1でございますが、こちらのほうからご説明申し上げます。

順に説明させていただきます。

まず、第1条では、その趣旨として、運営に関し必要な事項を定めるといたしております。

第2条では、開催の決定等について定めております。

まず、第1項で、委員長は開催する必要があると認めるときには開催を決定し、直ちに所属委員に通知するものとする。第2項では、オンライン出席をする場合には、委員長にオンライン出席に係る申請書を提出すること。そして、第3項で、オンライン許可を委員長が行うこと。第4項で緊急の必要のある場合は電話連絡によりこの申請、許可の行為ができることを定めております。

第3条では、委員長及び副委員長のオンライン出席の取扱いについて定めております。円滑な議事運営のため、委員長・副委員長につきましては、委員会室に出席するものというふうに規定を置かせていただきました。

第4条では、オンライン出席をする委員の責務について定めております。

第1項の1号から次ページの3号までですが、遵守事項を掲げさせていただいてございます。

情報セキュリティーを適切に講じること、出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を立ち入らせないこと、委員会に関係のない映像及び音声が入り込まないようにすること。第2項では、オンライン出席委員は会議の開始30分前までに議会事務局の間に通信環境が良好に保たれていることを確認することなどを定めたものです。

第5条では、出席の認定について規定しております。

委員長はオンライン出席委員の映像及び音声であると認めたとき、それをもって出席をしたものと認めることというものを定めました。

第6条では、表決方法等について定めております。

第1項で、委員長は挙手による表決を取ろうとするときは、オンライン出席委員について1人ずつ

挙手及び発言により可否を確認した後に、委員会室に出席している委員について挙手により可否を確認し、それぞれの可否を合算して多少を認定するものといたします。

第2項につきましては、問題についての異議の有無の確認でございます。これは、諮るときについては、委員長がオンライン出席委員及び委員会室に出席している委員同時に諮り、かつその発言により認定するものと規定いたします。

第3項では、投票のことについて触れてあります。オンライン委員会においては、投票による表決を行うことができない。

続いて、第4項では、オンライン委員会における選挙でございますが、指名推選の方法を用いることとした委員長、または副委員長の互選に限る。選挙を行うときは指名推選の方法を用いる互選に限るという規定を置きました。

続いて、第7条でございます。秩序保持に関する措置です。

オンライン出席委員が、条例第22条第2項、これは委員会条例の秩序保持に関する措置のところでございますが、秩序を乱したとき、命令に従わないとき、委員長は委員会が終わるまで当該委員の発言を禁止し、または退場させることができると規定しておりますが、これに該当するときは、委員長は当該オンライン出席委員に対し、回線の遮断により映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができるという措置を設けさせていただいております。

最後、第8条でございます。議事の公開につきましてです。

オンライン委員会の議事は、インターネット上で動画を配信することにより公開するものとするという規定を定めさせていただきたいと考えております。

今、ご説明申し上げましたこの要綱でございますが、このやり方、方法、運営の在り方ですけれども、この運営の方法、議会のそれぞれの会議の基本、標準といたしまして、議会における各種会議についてオンラインにより開催できるよう規程、内規、申合せ等の改正も併せて行わせていただきたいと思います。

続けさせていただくこととなりますが、資料1の2をご覧ください。

オンライン会議を開催するために、規程で定められております会議、全て併せて一括で改正させていただくものでございます。

会議規則第157条に定める協議等の場に関する会議のものです。

名前を上げさせていただきますと、亀山市議会全員協議会規程、亀山市議会正副委員長会議規程、亀山市議会常任委員会協議会規程、亀山市議会議会改革推進会議規程、亀山市議会広聴広報委員会規程、この規程を委員会と同じようにオンライン会議ができるような規定を入れる改正をいたしました。

1ページ目をご覧ください。

亀山市議会全員協議会規程の一部改正でございます。

第4条で会議のことを定めておりますが、第3項として、全員協議会の会議は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延防止の観点等から、全員協議会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により行うことができる。

第4項として、前項の規定により行う会議の運営については、亀山市議会委員会の例によるというふうな形で、委員会の例を当てはめる規定を置くものです。

さらに、全員協議会には政策検討部会がございますので、第7条第8項で全員協議会を読み替える規定を設けながら、政策検討部会についてもオンラインで開催できるように規定を置くものです。

同じような形でもちまして、さきに申しました正副委員長会議以降、委員会の例によるという形の規定を置いて、全ての会議、ここに示した規程に示した全ての会議でオンライン会議を開催できるような改正規程を設けさせていただきます。

さらになんですが、予算決算委員会内規と災害及び感染症の発生等における議会の対応に関する申合せ、資料1の3、1の4についても、同じように委員会のオンラインの運営方法を持ち込めるように改正をさせていただくものです。

まず、1の3の亀山市議会予算決算委員会内規でございますが、追加する条を朱文字で示させていただきます。

1 ページ目、下のほうの朱文字の部分、分科会の会議でございます。

分科会に関しては、今まで誰が招集し、主宰するということら辺の部分の規定が少し不足しておりましたもので、そのところから記載しております。

分科会の会議は、会長が招集し、主宰する。

第2項として、分科会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第3項、会長が必要と認めるときは、説明のための構成員以外の者の出席を求めることができる。

第4項、分科会の会議は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延防止の観点等から会議の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法により行うことができる。

第5項、前項の規定により行う会議の運営については、亀山市議会委員会の例によるという形で、こちらのほうについても委員会の例によるものとしています。

さらに、予算決算委員会内規でございますけれども、第9条第7項、朱文字で示してございますが、理事会の会議は非公開とする。現在のところ、公開というところではございませんでしたもので一旦非公開という規定を置かせていただきますが、これにつきましては、公開すべきものであろうというふうなご意見を賜っておりますもので、開催場所等々も含めて委員長とも、また協議をさせていただきながら、将来的には公開の会議というふうな形の中で、また検討を進めて改正をさせていただきたいというふうに考えております。

続いて、資料1の4のほうの災害及び感染症の発生時等における議会の対応に関する申合せでございます。

こちらのほうについては、亀山市議会危機管理対策本部、1 ページ目のところですが、この3番目に会議開催方法の特例というふうな形で加えさせていただいております。

何度も同じことを読む形になりますが、同じことが(1)のほうで書いてありまして、(2)のほうについて、亀山市議会委員会の例による。ただし議事は公開しない。これ非公開の会議でございますので、議事の公開はしないというふうな規定を設けているところが今までのものとは少し違うところでございます。

以上、口早雑駁でございましたが、委員会のオンラインの運営のことを定めた上で、そのオンラインの会議のものをそれぞれの協議の場の会議等々に当てはめていくという形の中で今回要綱を制定し、規程の一部改正を行い、申合せの一部改正を行いたいというものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○会長（中崎孝彦君） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明のあった内容について、何か確認等ございましたらお願ひします。

福沢委員。

○議員（福沢美由紀君） 委員会が一番最初にご説明いただいた裏の面の表決の方法についてですけれども、オンライン出席については1人ずつ挙手及び発言により可否を確認して、委員会室に出席している人については多分この見方だと、いつもどおりの挙手で確認するという意味かなと思うんですけれども、何かこのオンラインの在り方がZoomとかだったら一気に、いつもどおりに挙手で表決ができるのかなと思うんですけれども、そうじゃないことも含んで、こういう結果になったんでしょうか。

○会長（中崎孝彦君） 大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） オンラインという特性の中で、今、Zoomでという言葉もありましたんですけど、やはり分かるのは分かる、議員おっしゃられるとおりに分かるのは分かるんですけど、表決という重大な部分でございますので、手が本当にこの辺りなのか、上までこうきっちり挙がっているのか、本当に挙がっているのか挙げられていないのか、それは手もそうですし、発言によってもきっちり確認した上で大事な表決を行うという趣旨を踏まえて、両方により確認するという規定にさせていただきます。

○会長（中崎孝彦君） 福沢委員。

○議員（福沢美由紀君） いろんな場合があるでしょうから分かるんですけれども、もしそういう方法を取ったとしたら、同じようにこちらで出席の人も一人一人何かやったほうがいいような気がします。映像の人だけ一人一人ご意見を伺いながら下ろしたり挙げたりして、こちらは一気にいつもどおりぱっとするのは、何か表決の決め方とかいろんなことについても影響があるような気がするんですけれども。

○会長（中崎孝彦君） 渡邊局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 第3条で、委員会室には当然委員長・副委員長が、今回は一応、必ず出席するという事で、委員長は委員会室におりますので、委員会室で手を挙げる方については委員長が直接目視をできるということで、特に音声までは書いてございません。ただ、オンラインの場合ですと、当然、採決は非常に重要で、本人確認等も当然重要な部分になってきますので、必ず手と声で、両方で確認をするという意味で、慎重に確認をするという意味でこういう表記になってございます。

○会長（中崎孝彦君） 小坂委員。

○議員（小坂直親君） これはいつからするんやな。一回訓練しないとできやんし。私らはZoomでやっておるんで、それはちゃんと一遍やってみやんことには。委員会は委員会、全協は全協で、やっぱりみんなが同じ共通の知識を持ってやらんことには、一人でも欠けたらなかなかこれはできへんで、これだけは。全員同じ認識を持って、パスワードとIDがその都度その都度変わってくるで、難しいと思うので、その辺のところ。これはこれでいいと思うけど、パスワード、それからID番号を入れて、Zoomでやるんやったら、やっぱり各自委員会一遍やって検証して、でないとなかなか踏み切れんと思うんで、その辺ちょっとみんな共通認識で訓練をしてもらわんとできんやろうと思う

んでできるだけ早く訓練してほしい。

○会長（中崎孝彦君） 渡邊局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） これに関してはいつからということではなく、万が一議会の中で感染者とか濃厚接触者が出た中で、どうしても会議を開かならん場合が起こったときに、初めてこれを適用することになると思うんですが、今、小坂委員が言われたように、いきなりZoomで全員がというようなことは当然無理だと思いますので、一度は必ず、例えば全協辺りの会議でその辺の訓練は一度必ず必要だとは思っております。

○会長（中崎孝彦君） ほかにございませんか。

新委員。

○議員（新 秀隆君） 先ほどから言っているこのオンライン会議の1の1の資料の第4条の2項です。2ページ目の一番上のほうですけど、オンライン会議で30分前までに通信の環境が良好かと、私もZoomは慣れておるんですけど、これは30分前に確認が取れたら、始まるまでずっと前におらなあかんということはないんですね、これは。

○会長（中崎孝彦君） 大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） 30分前までに通信状況を確認する意味合いですので、そこにおいていただくとかいう趣旨ではございません。

○会長（中崎孝彦君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○会長（中崎孝彦君） なければ、要綱等につきましては制定及び改正したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会長（中崎孝彦君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、2番目の事項2でございますが、議会の情報化についてでございます。

5月にタブレット端末を更新したことに伴い、こちらも要綱等の改正が必要であることから、議会改革推進会議検討部会において検討いただきましたので、その内容を皆さんにご確認いただきたいと思います。

それでは、事務局より要綱等の改正案について説明いたさせます。

新山グループリーダー。

○議会事務局長（新山さおり君） それでは、資料2の1をご覧ください。

亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱の改正についてでございます。

この要綱は、タブレット端末を使って議会の情報システムが円滑に管理運用できるように定められたもので、今回タブレット端末を更新するに伴いまして改正をされるものです。

改正部分については朱書きをしております。改正する条項のみ説明をさせていただきます。

まず、第1条、目的でございます。

この要綱では、議会の情報伝達の迅速化とペーパーレス化を図り、効率的な議会活動、議員活動及び政務活動に資するため、タブレット端末を使用することに関し必要な事項を定めるといたします。

今回、導入したタブレット端末については通信機能のほうが備わっておりますので、無線ルーターのほうは不要になりますので、削除をいたしました。

続きまして、第2条、タブレット端末の貸与等でございます。

こちらは事務局のほうも使用をいたしますので、事務局職員の使用についても追記しております。続きまして、第3条、タブレット端末の管理でございます。

こちらにつきましては、貸与後は直接的に使用者のほうで管理をいたしますので、タブレット端末のほうには4桁のパスワードが今、設定されております。今回のタブレットにつきましては、変更せずに運用をしていくため、第2項でございます、変更しようとするときは議会事務局に申し出ることとするというところを削除してございます。

続きまして、第4項でございます。

こちらにつきましては、表記を正しましたのと、あと追記をしております。使用者はタブレット端末、全てのソフトウェアを含む、の改造及び動作環境の変更を行ってはならない。

続きまして、第4条、タブレット端末の用途と変更させていただいております。

めくっていただきまして、第5条、禁止事項でございますが、こちらは次の遵守事項のほうとまとめてございますので、今回全て削除をさせていただきました。

続きまして、第5条、遵守事項。

使用者は次の事項を遵守しなければならないということで、1. 私的に使用しないこと、2. 情報の発信及び受信は自らの責任において行うこと、3. 個人情報など秘匿することが必要な情報の取扱いに留意すること、あと4、5以下については変更はございません。

続きまして、第7条の第3項でございます。

こちらにつきましては、タブレット端末の保険が今回ございますので、ただしタブレット端末の修理等に係る保険が適用される場合はこの限りではないということを追記いたしました。

要綱の改正については、以上でございます。

続きまして、資料2の2と2の3をご覧ください。

こちらは、亀山市議会タブレット端末の使用に係る申合せでございます。

今回、要綱を基に改正をしております。こちらで改正部分は朱書きをしておるんですけども、改正部分がかかなり多いものですから、2の3のほうで改正後の全文をご用意いたしておりますので、併せてご確認をいただきたいと思っております。

まず、1. タブレット端末の取扱いについては変更ございません。

2. タブレット端末の設定ですが、4桁のパスワードとメールアドレスを事務局のほうで管理いたします。タブレット端末の更新によって、旧アカウントなどはもう必要がございませんので、表記を削除し、パスワードは変更をせずに使用いたしますので、ただし以下の部分は全て削除をさせていただいております。

次に、3. タブレット端末の取扱い、管理面ですね。

こちらは5番のほうに盗難のほうを追記しております。

次に、4. 使用するアプリケーションソフトウェア。

こちらは、正しい表記にしたのと、あと議会活動、議員活動及び政務活動の範囲という形で改正をさせていただきます。

次に、5. 会議における使用。

こちらは、今までタブレット端末の使用についてとなっておりましたが、今回の申合せの名称と同

じになりますので、表記を変えさせていただいております。また、使用できない会議がございますので、そちらも会派代表者会議、危機管理対策本部、あと予算決算理事会を表記いたしました。

次に、6. タブレット端末の使用範囲でございます。

こちらにつきましては、以前の11番にありました個人的使用の禁止の事項をこちらのほうにまとめまして、タブレット端末は議会活動、議員活動及び政務活動において使用するものとし、私的に使用してはならないとしております。また、使用の範囲の細かい事項が今まではございましたけれども、これは全て削除をさせていただきました。

タブレット端末の使用範囲につきましては、検討部会でもご議論をいただきまして、要綱の第1条においてタブレット端末の使用目的が明記されておるんですけれども、その活動の範囲内で使用するものであることや、あと今回参考資料で、資料2の4をつけさせていただいておりますが、亀山市議会の政務活動費の手引の抜粋なんですけれども、政務活動費を使用するに当たりましては、この政党活動や選挙活動、あと後援会活動など、政務活動費へ充当が不適当とされておるもの以外の使用となるものと考えております。

戻りまして、次に、7. 亀山市電子会議システムの使用と閲覧できる資料でございます。

今回、無料の今まで使っておりましたクラウドサービス、マイクロソフトのOneDriveではなく、電子会議システムのSideBooksを導入いたしましたので、そちらのほうの改正をさせていただきます。

亀山市電子会議システムを活用して、会議の資料等の情報共有を行う。秘密会以外に提出される全ての資料を閲覧できる。括弧としまして、総務課法務グループ及び議会事務局において、全てのデータをPDF化して会議システムへアップロードするとしております。

あと、(1)番から(3)番までがございますけれども、こちらにつきましては、会議システムに会議資料をアップロードしたら今までと同じく関係議員の方へ議会事務局よりタブレットメールと携帯メールへ連絡すること。あとは秘密会の資料については、システムのほうにアップロードしないこと、あと、システムのほうには当該年を含めて4年分のデータを保存するとしてございます。

続きまして、8. 電子メールの活用でございます。

こちらにつきましても、追記、削除等ございます。

メールアドレスは議長から付与されたアドレスを使用することとし、取扱いについては使用者の責任において慎重に行うこととする。

また、電子メールの活用範囲は、次の各項に掲げる範囲とする。なお、議会事務局がタブレット端末にメールを送付した際には関係議員の携帯メールに連絡する。使用するものとしましては、議会事務局からの開催通知、議会事務局からの資料データ等の送付、議員間での使用、市民等との情報交換(私的使用は除く)としてございます。

次に、9. 会議中における禁止事項。

こちらは、前回SNSの使用についてとなっておりますが、改めております。

会議中における禁止事項としまして、1. 会議の運営上支障となる音声や操作音を発するなどの行為を行うこと、電子メールの送信、ソーシャルネットワークサービス等外部への発信、会議の目的以外の用途に使用することとなっております。

次に、10. 通信費です。

以前の11、12ですね。個人的使用や会議の情報検索についてはもうまとめてございますので、

削除して番号のほうが繰り上がっております。

タブレット端末は議会活動、議員活動及び政務活動で使用することから、通信費は議会費通信運搬費及び政務活動費から支出する。なお、通信費は令和3年5月から政務活動費より月額2,000円、残りを議会費通信運搬費より支出することとしてしております。

次に、11. 情報漏えい。

こちらは、改めて整理をさせていただきまして、5つの事項としてございます。

不明なサイトにアクセスしない。不明なアドレスからのメールは開かない。盗難・紛失に注意する。セキュリティ保護されていないワイヤレスネットワークに接続しない。個人情報の取扱いには十分注意する。

あと、15番、16番とございました修理やタブレット端末の資料の印刷についても要綱のほうにございましたので、こちらは削除をさせていただきました。

申合せの改正については、以上でございます。

○会長（中崎孝彦君） 大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） 続けて申し訳ございません。

資料2の5をご覧ください。

タブレット端末の管理についてでございます。

先ほど、要綱、申合せの改正に関する説明を申し上げましたが、タブレット端末の管理につきましては申合せにもございましたように、議会事務局で管理するというふうなところら辺の取決めの案となっておりますし、これに基づきまして今度新しく iPad に変えましたので、新しくソフトウェアを入れて管理をさせていただくものでございます。

何ができるかというところら辺ですが、その前にすみません、順番が逆になりました。

2番、管理する主な目的についてでございます。まず、1つ目に、紛失時の情報漏えいの防止です。なくなったときにリモートロックをかけられたり、データの初期化をすることができます。

2つ目に、不要なアプリの利用制限です。これまでもそうですが、アプリを導入するに当たっては、検討部会での検討というふうな形を経て、導入をしていただいていた。今回の端末につきましては、当初、全員にアプリを入れたら全員に配信されてしまうというところら辺で説明を申し上げた部分があったのですが、1台ずつ、お一方ずつにそれぞれのアプリを入れること、ご申請いただいたものを検討いただいて入れることができることが判明いたしましたので、今までどおり検討部会のほうへ導入されたいアプリについてのご申請をいただいて、検討の上、可否によって入れる入れないというところら辺のことをさせていただきたいと思っております。

3つ目には、デバイスの一括管理です。必要なアプリ、議員皆さんでこれは全員が必要だということになれば、管理者として18人の端末に全部入れることができます。

こんなふうな管理をさせていただくのに、新しいタブレット端末には3番の管理用ソフトという項目がありますが、ソフトウェアを入れさせていただいて、いろんなことができるようになっております。

(2) に設定できる主な内容、四角にチェックが入っておりますが、これが、管理者がこのソフトウェアを使ってできることです。例えばアプリ内の課金行為の禁止であるとか、ソフトウェア構成の変更禁止等々が今できるような状態になっております。

裏面のほうに移っていただいて、(3) 管理できない内容です。

個別に管理されているアプリの内容、先ほど個別に申請いただいたアプリを導入することも可能ですよと申し上げましたが、もし導入がされた場合、そのアプリについて中身がどうであるのか、そういうことについては管理者側、議会事務局側で見るとはできません。個人のもの、例えば3つ目のちょぼにありますが、i C l o u d上のデータを見たりであったりとか、メールでのやり取り内容、そういうところ辺については、管理者として事務局がおりますが見ることはできないということをご理解ください。

ただ、いずれにいたしましても端末の管理をしていくということについては、我々事務局職員は、高い倫理観を持ってきっちりやっついていかないと駄目ということは十分認識させていただいた上で、管理に当たらせていただきます。

例えば、パスワードなんですけれども、誰もが知るようなことになったら誰が入っていくか分からない、そんな状態になったらいけないと思います。局長、課長、グループリーダー、担当も含めて、それぐらいの人数にはなるとは思うんですが、管理者としてのIDとパスは厳密に管理しながら、必要最小限な管理により端末の安全性を保ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願いいたします。以上でございます。

○会長（中崎孝彦君） 以上で説明は終わりました。

ただいま説明があった内容について、何か確認等ありましたらお願いします。

新委員。

○議員（新 秀隆君） 第7番目の電子システムのところで、前のSurfaceでOneDriveがありましたが、今度からは会議システムになるわけですけど、OneDriveはi P a dの中にも残してもうであると理解したらいいですか。

○会長（中崎孝彦君） 新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 現在、使用していただいておりますタブレット端末には、OneDriveの設定がしてございますので、今までの資料は見ていただくことは可能でございます。

○会長（中崎孝彦君） ほかにどなたかございませんか。

草川委員。

○議員（草川卓也君） 1点だけ確認なんですけど、申合せの7番の亀山市電子会議システムに関するところの一番最後の7の（3）、会議システムには当該年を含め、4年分のデータを保存すると書いてあるんですけど、これはつまり、共有されているデータに、我々手書きでメモとかするじゃないですか。それも含めて、4年後にはメモごと削除されるということなんですかね。ちょっと確認です。

○会長（中崎孝彦君） 大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） SideBooksの容量の問題を考えた中で、4年間でデータを動かすというふうなことを考えました。メモの残っているものについては、それぞれお持ちのi P a dのほうに保存していただければ、それは残ってまいりますので消えるということとはございません。保存場所の問題かというふうになります。

○会長（中崎孝彦君） 草川委員。

○議員（草川卓也君） つまり、メモなどを削除されなくなかったらローカルの本棚に書類を移動させなければいけないということですね。

○会長（中崎孝彦君） 大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） おっしゃられるとおりです。ローカルのほうに置いてください。

○会長（中崎孝彦君） ほかにございませんか。

渡邊局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 先ほど、新議員からOneDriveの件がございましたけど、あくまでこれは無料クラウドですので、これをそのままずっと使っていくということは、一度また検討部会では議論をしたいと思います。

一応、会議システムとしてSideBooksを入れますので、そこは移行するの何か何らかの方法を考えていかないと、いつまでも無料クラウドを使っていくというのは、やはりセキュリティーの問題もありますし、一度それは部会で検討したいというふうには思います。当面は大丈夫ですけど。

○会長（中崎孝彦君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（中崎孝彦君） ないようですので、なければ要綱につきまして改正したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会長（中崎孝彦君） それでは、そのようにさせていただきます。

本日の案件は以上でございますが、ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（中崎孝彦君） なければ、以上で議会改革推進会議を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後5時31分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 3 年 6 月 15 日

会長 中 崎 孝 彦